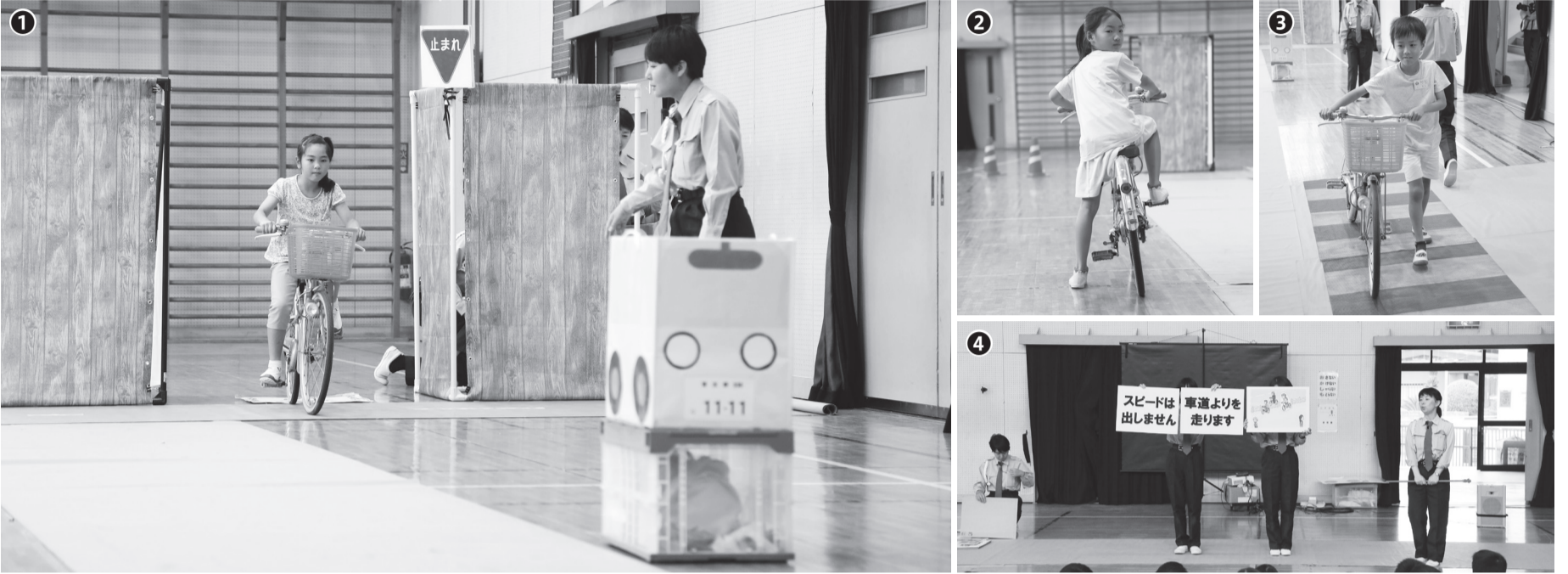


# あなたの自転車の運転は大丈夫？

みなさんは、交通ルールを守って自転車を運転できていますか。

9月21日(土)～30日(月)は秋の全国交通安全運動期間です。秋口は日没が急激に早まることから、夕暮れ時や夜間には重大事故につながる交通事故の増加が懸念されます。改めて自転車の安全利用について考えてみましょう。

☎712-6341交通計画課



▲市では子どもの交通事故防止と、歩行や自転車に関する交通安全教育の推進を目的に市内の小学校、幼稚園、保育園で交通安全教室を行っています。

①見通しの悪い曲がり角や一時停止の標識があるところでは必ず止まり、安全を確認しましょう②発進前に右後方から車が来ないか確認しましょう③横断歩道で人がいたら自転車から降りて押して横断しましょう④交通安全指導員によるパネルを使用した講話

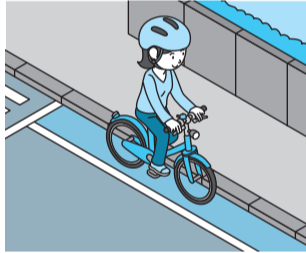
## ちばサイクルルール 自転車に乗るときのルール

### 1. 車道の左側を走ろう

自転車は車の仲間です。車道通行が原則です。一部例外を除いて自転車も車と同じように、車道の左側に寄って通行しましょう。

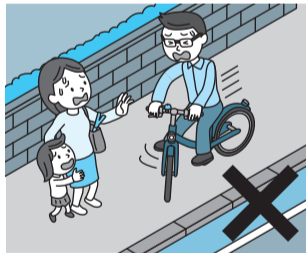
歩道を通行できる場合

- ・道路標識や道路標示で指定された場合
- ・13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- ・車道や交通の状況からみてやむを得ない場合



### 2. 歩いている人を優先しよう

自転車は歩道を通行できる場合でも、歩道は歩いている人優先です。歩道を通行するときは、車道寄りを通りましょう。歩いている人が前にいたら自転車から降りて押して歩き、通行の妨げにならないようにしましょう。



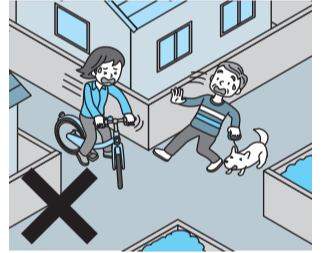
### 3. ながら運転はやめよう

傘差し、スマホ・携帯、ヘッドホン使用などのながら運転は法令で禁止されています。思わぬ事故の原因になり、あなたや周囲の人も危険に巻き込む可能性がありますので絶対にやめましょう。



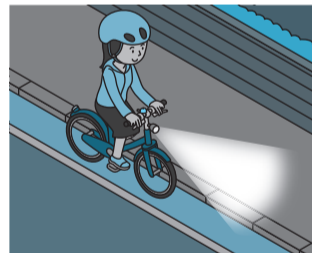
### 4. 交差点では安全を確認しよう

自転車の事故は、半数以上が交差点で発生しています。交差点を渡るときは、信号や標識がなくても徐行や一時停止をして安全確認をしましょう。



### 5. 夕方からライトをつけよう

自転車のライトは、前方確認のためだけでなく、他者に自転車がいることを知らせるためのものでもあります。特に夕暮れ時は事故が起きやすいので早めにライトを点灯しましょう。



### 自転車安全利用講習会

市内の事業所や自治会、PTA、高校、大学などの団体を対象に自転車の交通ルールを学ぶ「自転車安全利用講習会」を行っています。講習日時、場所は相談可能です。

☎直接、電話☎712-6341または、申し込み書を市公式Webサイトからダウンロードの上、FAX(712-6340)で交通計画課

## 事故に備えて

### 自転車保険に入ろう

自転車利用者が事故の加害者になることがあります。事故に備えて自転車の保険に加入しましょう。

#### 自転車保険

自転車保険にはさまざまな種類があり、自身のけがの補償や、相手にけがを負わせた場合の損害賠償に備えることができます。自動車保険、火災保険、キャッシュカードなどの損害保険の特約として、用意されている場合もありますので、自身で加入状況を確認してみましょう。

#### TSマーク付帯保険

TSマークとは、自転車安全整備店で点検整備をした普通自転車そのものにつけられる保険です。傷害補償、賠償責任補償、被害者見舞金がセットになっており、誰が乗っても補償され、有効期間は1年間です。

(参考)自転車事故の高額賠償例(賠償命令額) 9,521万円

●神戸地裁 平成25年7月4日判決

●男子小学生が、夜間自転車で坂道を下っていたところ、歩行中の女性に正面衝突。女性は頭の骨を折り、意識が戻らない状態になった。